

少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】

男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多

【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】

欲しいけれどもできないから (74.0%)
高年齢で生むのはいやだから (39.0%)

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】

家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%

【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】

子育てや教育にお金がかかりすぎるから (69.8%)

結婚支援

地方公共団体が
行う総合的な結
婚支援の一層の
取組を支援

結婚に伴う新生
活のスタート
アップに係る経
済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞

不妊治療の費用助成を行う
とともに、適応症と効果が
明らかな治療には広く医療
保険の適用を検討し、支援
を拡充

＜切れ目のない支援＞

産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞

男性の育休取得30%目標に
向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞

上記取組の推進状況を踏まえ、
中長期的な観点から、その充
実を含め、効果的な制度の在
り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞

保育の受け皿確保

地域・社会による 子育て支援

保護者の就業の有無等にか
かわらず多様なニーズに応
じて、全ての子育て家庭が、
それぞれが必要とする支援
にアクセスでき、安全かつ
安心して子供を育てられる
環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞

財源確保の具体的な方策と併せて、
子供の数や所得水準に応じた効果
的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞

多子世帯に更に配慮した制度の
充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞

2019年10月からの無償化を着実
に実施

- 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生き育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定） **ポイント**

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法（H22年施行）に基づき、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22,27年度に続く第3次の大綱

1. 子供・若者を取り巻く状況

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低いWell-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭、学校、地域、情報通信環境（ネット空間）、就業（働く場）ごとに状況を整理。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

① 全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を
幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

▶ 自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、
健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用
安定化 等

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族
を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

▶ 担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等へ
の対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOS
を出し、受け止める力の育成 等

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社
会の未来を切り拓けるよう、応援

▶ STEAM（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）教育、起業家教
育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となる
よう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

▶ 多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット
利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様
な担い手を養成・確保し、支援

▶ 企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推
進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）等 P16-17,P45-46

3. 施策の推進体制

▶ 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータ**（子供・若者の意識*や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）**からなる参考指標（子供・若者インデックス）を新たに設定**。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。

▶ **大綱の期間はおおむね5年（令和3～7年度）**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ① 現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び② 議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用